

養護老人ホーム入所者の利用料の認定誤りについて

1 概要

養護老人ホーム<sup>\*</sup>の入所者からは、負担能力に応じて利用料を徴収しています。

今年度、区高齢・障害支援課において、入所者が提出した収入申告書について審査したところ、過去の認定で、収入として認定すべきでない「心身障害者扶養共済制度」による年金を含めて収入認定しており、そのため、利用料を過大に徴収していたことが判明しました。

ご迷惑をおかけした皆様にお詫びするとともに、利用料を返還し、今後このようなことがないよう再発防止に努めていきます。

※ 養護老人ホームは、老人福祉法第20条の4に規定された老人福祉施設です。おおむね65歳以上で環境上の理由、経済的理由から在宅生活が困難な方が入所する措置施設（契約ではなく区役所の決定が必要な施設）です。

2 収入の認定方法

毎年、入所者本人から7月に提出される収入申告書を各区で審査し、7月分から翌年6月分までの利用料を認定した上で、8月に本人に通知します。

対象となる収入は、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入です。

「心身障害者扶養共済制度」により支給される年金も「社会通念上収入として認定することが適当でないもの」に含まれています。

3 利用料返還額

認定区	対象	入所日	誤りのあった認定期間	利用料返還額
旭区	1名	H19.5.1	H19.5～R2.6	2,604,000円
港北区	1名	H27.2.1	H27.2～R2.11	1,023,700円
泉区	1名	H25.10.1	H25.10～R2.11	1,190,800円
合計				4,818,500円

4 経過

- 令和2年7月3日 養護老人ホームの収入認定において、収入とすべきでない「心身障害者扶養共済制度」を入所時から誤って収入認定していたことが判明。過年度分の返還の扱いについて、旭区から健康福祉局高齢施設課へ相談
- 令和2年11月20日 健康福祉局高齢施設課から全区に同様の事例がないか調査依頼
- 令和2年11月27日 港北区と泉区において各1名を同様に収入認定していたことが判明
- 令和2年12月10日 健康福祉局高齢施設課から全区に既に退所された方を含めて再調査依頼（現在調査中）
- 令和2年12月10日 対象者3名へ謝罪と返金について説明  
～21日
- 令和2年12月28日 返還が確定している3件について返還額入金完了予定

## 5 原因

### (1) 健康福祉局高齢施設課

本市事務マニュアルでは、「収入として認定することが適当でないもの」として「その他生活保護法において収入として認定しないと判断される金銭」とまでしか明記しておらず、各区高齢・障害支援課の職員がさらに詳しく調べないと「収入として認定することが適当でないもの」が把握できない状況でした。

毎年実施している高齢施設課による区監査でも、「収入として認定することが適当でないもの」の内容確認や理解が十分ではなく、今まで指摘することができませんでした。

### (2) 各区高齢・障害支援課

「心身障害者扶養共済制度」の理解が十分ではありませんでした。また、利用料の認定にあたって収入に含めるべきかどうかの確認が不十分でした。

## 6 再発防止策

### (1) 健康福祉局高齢施設課

事務マニュアルに「収入として認定しないもの」を具体的に記載し、改めて全区に周知します。

区監査において収入申告書の確認を徹底するとともに、利用料算定に係る制度について改めて周知します。

### (2) 各区高齢・障害支援課

利用料の認定をする際の内容確認を確実にを行うとともに、「心身障害者扶養共済制度」をはじめとする諸制度についての理解の徹底を図ります。

## 7 今後の対応

既に退所された方も含め「心身障害者扶養共済制度」により支給される年金以外でも収入認定すべきでないものが含まれていないかを全区で調査しています。

お問合せ先					
健康福祉局	高齢施設課長	藤本	剛		Tel 045-671-3641
旭区	高齢・障害支援課長	杉本	光明		Tel 045-954-6198
港北区	高齢・障害支援課長	中村	秀夫		Tel 045-540-2316
泉区	高齢・障害支援課長	塗師	浩美		Tel 045-800-2432